

監督処分について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分を受けた者に関する事項

- (1) 商号又は名称 有限会社大槻板金工業
- (2) 代表者氏名 大槻 誠
- (3) 所在地 柴田郡柴田町大字下名生字旭川100番1

2 処分に関する事項

- (1) 処分年月日 令和7年7月7日
- (2) 処分を行った者 宮城県知事
- (3) 根拠法令 法第28条第1項第3号

3 処分の内容

建設業法第28条第1項本文の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも次の事項について必要な措置を講ずること。

ア 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。

イ 建設業法及び関係法令の規定の遵守を役職員等に徹底させるため、研修及び教育（以下「研修等」という。）に関する計画を作成し、役職員に対し継続的に当該計画に基づく研修等を行うこと。

- (2) 上記について講じた措置（上記に掲げる措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を令和7年7月22日までに文書により報告すること。

4 処分の原因となった事実

有限会社大槻板金工業は、同社の業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に違反したとして、令和6年11月14日に大河原簡易裁判所から、同社及び同社代表取締役がそれぞれ罰金刑に処する旨の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

※ 参考

【建設業法抜粋】

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。))第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。))第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

2～7 (略)